

◆令和3年度新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について

◇経過及び措置

①9月10日（金）「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」（以下「本部会議」という。）（7月30日以降の国の緊急事態宣言再延長に伴う埼玉県緊急事態措置等の要請再延長要請実施に伴う対応）

期間：令和3年8月2日（月）～9月30日（木）まで

- ・夜間区分の利用停止 ・期間中の新規受付を停止
- ・市主催のイベント等は、原則中止又は延期 ただし、この期間に実施する必要がある、やむを得ず開催する場合は、感染防止対策を講じる（午後9時まで）

②9月29日（水）本部会議（9月30日国の緊急事態宣言解除に伴う対応）

期間：令和3年10月1日（金）～10月24日（日）まで

- ・夜間区分の利用再開（午後9時以降の活動自粛） ・新規受付の再開
- ・市主催のイベント等は、感染防止対策を十分に行えるものについては、実施を再開

③10月22日（金）本部会議（埼玉県の段階的緩和措置等の終了に伴う対応）

期間：令和3年10月25日（月）から

- ・夜間区分の利用再開（午後9時以降の活動自粛の解除）
- ・制限付きで飲食可

◆「新しい生活様式」での事業展開及び施設維持管理について

◇事業展開について

水谷東公民館では、初期の新型コロナウイルス感染症への対応そして変異型ウイルスへの対応など、その時々状況により国及び県の要請による市本部会議の決定により事業の中止、延期、制限付での開催ということでこれまで対応してきました。

公民館は集客施設ですが、目に見えないウイルスへの感染予防対策で最も有効なのが、人と会わないということであり、結果としてこの間多くの事業を中止してきました。

そうしたことから今後、「新しい生活様式」の下では、できる限りICTを活用した事業を開催していきたいと考えています。具体的には、既に始めている生涯学習活動等の動画配信やオンラインでの事業開催を検討しています。それは、動画配信はいつでもスマホ等の端末機で見ることができ、オンライン事業は、繋がればどこからでもパソコン等で参加できることになり、このことが常態化すれば、ウイルス感染症の発生等、社会状況の変化に対応できる事業開催が可能になると考えているからです。

公民館のデジタル化は、幅広い視点で公民館事業を推進していくうえで大きなメリットがあると考えています。

◇施設維持管理について

「新しい生活様式」を実践していくうえで、水谷東公民館での施設維持管理上の対策は、次のとおりです。

- ・消毒液の設置（スタンド式自動手指消毒器 2台追加設置）
- ・手洗い場の自動水栓化 ・検温器の具備 ・パーテーションの具備
- ・利用者の把握（名簿の提出）